

ビジネスチャレンジサポート実施要領

(趣旨)

第1条 高知県は、県民、事業者が新たな事業に取り組もうとする場合に、これを支援する。

(事業内容)

第2条 県は、産学官民連携課の各種取組(土佐まるごとビジネスアカデミー、こうちスタートアップパーク、こうちネクストコラボプロジェクト等)で生まれたビジネスアイデア等を事業化につなげることを目的に、産学官民の緊密な連携のもと、各機関の専門性やノウハウ等を活用し効果的に組み合わせたビジネスチャレンジサポート(ビジネスアイデアの磨き上げ等)(以下「サポート」という。)を実施する。

(サポート対象者)

第3条 サポートを受けることができる者は、産学官民連携課の各種取組(土佐まるごとビジネスアカデミー、こうちスタートアップパーク、こうちネクストコラボプロジェクト等)の参加者等のうち、次に掲げる取組を自ら行おうとする者(以下「サポート対象者」という。)とする。

- (1) 高知県内において、新たな分野への進出や事業活動の拡充を行う取組
 - (2) 高知県内において、自らが既に行っている事業にはない新たな商品やサービスの開発・生産規模の拡大・販路開拓・拡大等を行う取組
 - (3) 高知県内の課題解決及び県内産業の付加価値向上に資する取組
 - (4) その他、知事が上記に準じると認めた取組
- 2 産学官民連携課の各種取組の受講者等でない場合においても、知事が必要と認める者については、サポート対象者とする。
- 3 他の支援制度により、サポートチーム等が編成されたハンズオン支援を受けている者は、サポート対象外とする。
- 4 高知県内に居住地又は事業所を有していない者は原則対象外とする。ただし、申請時に高知県内に居住地または事業所を有していない者であっても、サポート実施期間終了日までに県内に居住地または事業所を有することを条件に対象とすることができる。
- 5 サポート対象者は、サポートを受けた事業に関し、サポート実施期間中及びサポート実施期間終了後において県が実施する調査及び照会に協力するものとする。

(サポート内容)

第4条 実施するサポートは以下のとおりとする。

- (1) 高知県ビジネスチャレンジ支援補助金による経費の補助。ただし、補助金交付の適否については、高知県ビジネスチャレンジ支援補助金交付要綱にて定めた審査により決定する。
- (2) ビジネスチャレンジ専門家派遣による各専門家からのアドバイス。ただし、専門家派遣の実施については、ビジネスチャレンジ専門家派遣実施要領に基づき決定する。
- (3) その他、県産学官民連携課による各種相談対応

(サポートの着手)

第5条 県によるサポートを受けようとする者は、ビジネスチャレンジサポート申請書(別記第1号様式)及びビジネスチャレンジ「企画書」(別記第2号様式)をもって知事にサポートを希望する旨を申し出るものとする。

2 知事は、申請の内容を確認の上、サポートの実施の適否を決定し、実施する場合は、別記第3号様式により申請者に通知する。

(サポート実施期間)

第6条 サポート実施期間は、原則としてサポート決定通知日から申請時の目標を達成した日又は1年間のうちいずれか早い日までとする。ただし、目標を達成していない場合で知事が必要と認める場合は、サポート実施期間をサポート決定通知日から起算して2年間を限度に延長することができるものとする。

2 サポート実施期間内に、サポート対象者からサポート中止の申し出があった場合は、サポートを終了するものとする。

(サポート終了後の報告)

第7条 サポートを受けた者は、サポート終了後速やかに報告書(別記第4号様式)及びビジネスプラン(別記第5号様式)を知事に提出するものとする。

2 サポートを受けた事業の成果を捕捉するため、サポート対象者は、サポートが終了した日の属する年度の終了後3年間、別記第6号様式による実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

なお、1年目については、サポートが終了した日の属する年度の翌年度の12月末までに提出することとし、以降については、その翌年度の12月末までに提出することとする。ただし、サポートを受けた事業を事業化した場合又は事業化を中止した場合は、その翌年度以降提出不要とする。

附 則

この要領は、平成28年5月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。